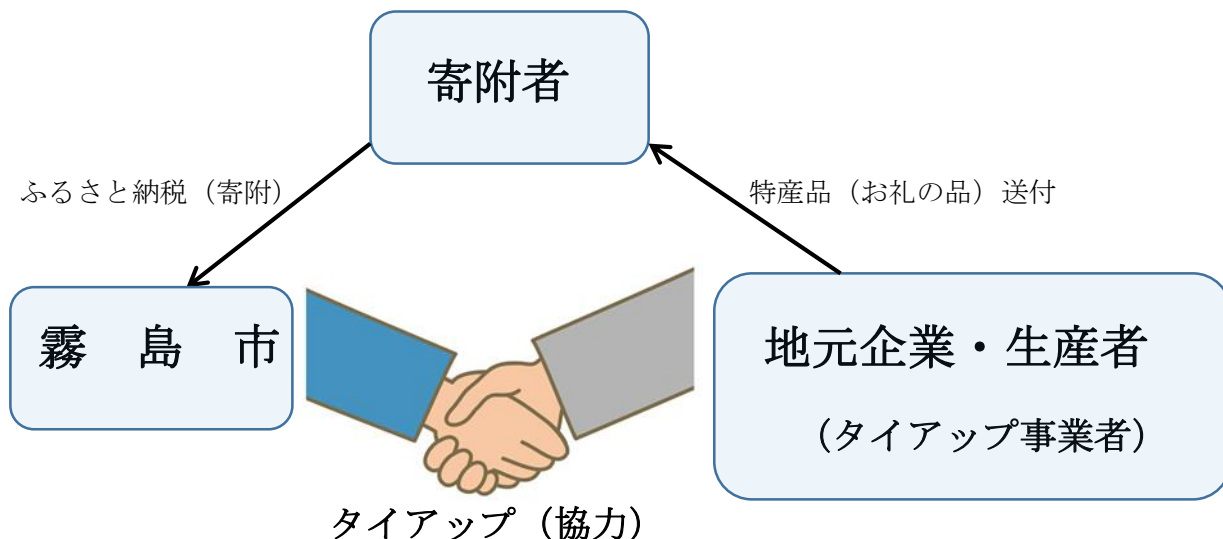


ふるさと納税タイアップ事業者募集概要

霧島市では、霧島市へふるさと納税をしていただいた市外在住の方へ、地元企業や生産者が霧島市内で生産・製造した商品やサービスを「お礼の品」として贈呈しております。

霧島市とタイアップ(協力)していただける地元企業や生産者等を随時募集しておりますので、事前に問い合わせ先(担当課)までご相談ください。



●タイアップ事業者のメリット

お礼の品に対する市の負担金を超える金額及び送料は、タイアップ事業者の負担(送料は一部市が負担)となりますが、次のようなメリットがあります。

- ①霧島市のホームページやふるさと納税関連のインターネットサイト、ふるさと納税お礼の品カタログ等へ情報を掲載することにより、事業者名や商品名を全国に広くPRできます。
- ②お礼の品を送付する際、自社商品のチラシやカタログを同封することにより、販路拡大につながります。

※お礼の品の送付先は、市外(特に三大都市圏が多い。)になります。

●お礼の品について

タイアップを希望される企業や生産者が商品を選定する際は、次の表に基づきコースを選択し、お申込み下さい。各コースにおける市負担金は次のとおりです。

コース	地元特産品等の価格 (タイアップ事業者)	市負担金 (霧島市)
A	3千円以上(税込み) + 送料	3千円 + 500円 (+500円は、宅配便利用に限る。以下同じ。)
B	6千円以上(税込み) + 送料	6千円 + 500円
C	9千円以上(税込み) + 送料	9千円 + 500円
D	1万2千円以上(税込み) + 送料	1万2千円 + 500円
プレミアム	3万円以上(税込み) + 送料	3万円以上 30万円未満 + 500円

※特産品等のほか、宿泊券やイベントへの参加権、サービス券等でも可とします。

※プレミアム商品の市の負担金は、タイアップ事業者と協議の上、決定します

●タイアップの要件等

- ①霧島市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人、生産者
- ②市税等の滞納がなく、市内で1年以上引き続き事業を営む方（個人にあっては、市内に1年以上居住している方）

●申込方法

「霧島市ふるさと納税を利用した地元特産品等PR促進タイアップ事業実施要領」をご覧ください。次書類を提出してください。

- ・霧島市ふるさと納税制度を利用した地元特産品等PR促進タイアップ事業参加申込書（第1号様式）
- ・会社概要及び地元特産品等の価格が分かる書類（パンフレット可）並びに紹介文書

※1事業者、複数のコース及び商品の選択でも可とします。（第1号様式の「参加申込内訳書」を提出されたい商品ごとに作成のうえご提出ください。）

●提出方法

持参又は郵送により、問い合わせ先（担当課）に提出してください。

●決定方法

提出いただいた書類等を審査の上、結果をお知らせします。

【参考】平成28年度実績及び平成29年度開始状況

平成28年度は、72事業者192品目のタイアップで開始し、10,000件を超えるお礼の品の申し込みをいただきました。ちなみに約1,000件を超える申し込みをいただいた事業者もありました。

平成29年度は、79事業者217品目のタイアップで開始しております。

●問い合わせ先（担当課）

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市 商工観光部 霧島PR課 シティプロモーション推進グループ

担当者：鯨島^{きめしま}、美坂^{みさか}、今吉^{いまよし}

☎：0995-45-5111（内線2661又は2662）

0995-64-0705（直通）

E-mail：furusato@city-kirishima.jp